

# IV部 基調報告 新羅郡関連の状況

## 「幡羅郡と郡家跡」

講師： 知 久 裕 昭

(深谷市教育委員会)

# 幡羅郡と郡家跡

## はじめに

古代幡羅郡は、利根川を挟んで上野国と接する武蔵国北部に位置し、東は埼玉郡・大里郡、南は男衾郡、西は榛沢郡と接する。榛沢郡の正倉跡は平成3年に発見され、埼玉県で初の郡家跡として注目された中宿遺跡で、その南に広がる熊野遺跡などとともに古代榛沢郡の中心を担っていた。そして、中宿遺跡の発見からちょうど10年後の平成13年、深谷市東方で幡羅郡の正倉跡が発見され、幡羅遺跡（幡羅官衙遺跡）と名付けられた。その後約10年に及ぶ調査により、正倉以外の郡家を構成する施設も次々と確認され、幡羅郡家跡の広がりや内容が明らかになってきた。

遺跡北東部の熊谷市西別府には、郡家と一体で機能していたとみられる西別府祭祀遺跡があり、両遺跡の歴史的な重要性から、幡羅官衙遺跡群（幡羅官衙遺跡・西別府祭祀遺跡）として、平成30年2月に国史跡に指定された。

## 1. 古代の地方行政

大化改新以降、孝徳—斉明—天智—天武—持統—文武朝と続く中で、白村江の戦いや壬申の乱などの大きな出来事を経て、律令による中央集権国家体制が成立していく。大宝元年（701）、文武天皇のときに大宝律令が制定され、「文物の儀、ここに備われり」と続日本紀にあるように、この頃に律令体制がほぼ整ったといえる。

古代社会は、京を中心に五畿七道に分けられ、武蔵国は当初東山道に属し、宝亀2年（771）に東海道の所管替えされる。東山道本線と武蔵国府を結ぶ支道が東山道武蔵路である。武蔵国は、霊龜2年（716）に高麗郡、天平宝字2年（758）に新羅郡が成立し、21郡を擁する大国となる。なお、幡羅郡は7世紀後半に成立したとみられる。各郡の下には郷が置かれ、平安時代の幡羅郡には、幡羅郷・那珂郷・上秦郷・下秦郷・広沢郷・荏原郷・霜見郷の7郷と1つの余戸があった。深谷市内には、当時の郷名に由来するものとして、「原郷」「江原」という地名が今も残っている。

各郡には役所（郡家）が置かれ、郡の行政の中心として機能した。郡家を構成する施設は、長元3年（1130）頃に作成された上野国司交替の際の引き継ぎ書の下書きである上野国交替実録帳から、正倉・郡庁・館・厨家があったことがわかる。正倉は税として納められた米などを収納した大型の倉庫で、多数の倉が建ち並び、広大な敷地は溝で区画され正倉院を形成していた。郡庁は役所の本庁舎にあたり、大規模な正殿や脇殿などが、コの字形やロの字形といった形に配置され、約半町四方のものが多い。中央には広場があり、政務や儀式などが行われていた。館は郡の宿泊施設、厨家は郡の厨房施設である。この他にも、曹司と呼ばれる実務を行った施設があったと考えられる。また、正倉別院など、郡家の機能を補完する官衙の存在も知られており、郡家と離れた場所に官衙的遺跡が存在する場合もある。

## 2. 幡羅郡家の立地

幡羅郡家跡である幡羅官衙遺跡は、幡羅郡のほぼ中央に位置する。遺跡は櫛挽台地先端部に立地し、比高差3～4mの崖線があり北側に妻沼低地が広がる。集落の大部分や水田は低地に存在しており、そこから見上げた場所である。視覚的な効果を意識し、かつ水害を受けにくい高くして安定した地が選ばれたと考えられる。崖線下には湧水があり、そこで祭祀を行った西別府祭祀遺跡がある。また、その付近には水路も想定される。幡羅郡の西隣の榛沢郡家正倉跡である中宿遺跡も同様の立地であり、崖線下には水路が確認されていることから、幡羅官衙遺跡でも似たような景観があった可能性がある。

## 3. 幡羅郡家の構造

### (1) 正倉院 (第2～6図)

郡家の中で最も広大な敷地を有し、正倉院は北と南の2か所が存在する。正倉院(北)は南北約135m、東西約80mを測り、3×3間、床面積約58㎡の倉庫跡が2棟確認され、同じ位置で掘立柱建物から礎石建物へ建て替えられる。正倉院(南)は南北約90m、東西約220mを測り、7世紀末頃～10世紀前半、6時期にわたって存続する。当初は掘立柱建物であるが、9世紀初頭に礎石建物へと建て替えられる。正倉院(北)でも同じ頃に礎石建物になると思われる。倉庫の規模は3×3間、30～60㎡のものを主とし、最小でも約24㎡、最大のもは5×3間、約90㎡を測る。礎石建物の基礎地業には壺地業と総地業がみられ、米という重量物が入った建物の不動沈下を防ぐ工夫がされている。一部の倉庫跡周辺からは炭化米が出土し、正倉火災があったことを示す。

### (2) 館 (第7～11図)

掘立柱塀で東西60m以上、南北40m以上の範囲が区画され、区画の内部が掘立柱塀により仕切られる。仕切り塀の西側には、四面に廂をもち格式の高い大型の掘立柱建物が建てられ、これを主殿とする館と考えられる。四面廂建物の前と脇には掘立柱建物が並び、堅穴建物もみられる。塀の外の廃棄土坑には大量の土器と動物遺存体が廃棄されており、饗宴の場としても機能していたと考えられる。

塀の外には廃棄土坑があり、多量の土器と動物遺存体が出土した。貝類ではハマグリとアカニシ、魚類はニシン科、コイ、フナ、アユ、サケ科、アジ科、タイ科、カツオ、サバ属など、哺乳類ではシカ、イノシシ、ウシ、ウマ、鳥類ではスズメ目、キジ科、カモ亜科がみられる。その内容から選択された食材を用いて饗宴が行われたことが想定できる。また、区画塀外の北西からはカマド屋とみられる大型堅穴建物跡も確認され、カマド神を表現した支脚とみられる人面線刻土製品が出土した。

### (3) 曹司 (第12図)

道路の南東部、館の北側からは、7世紀末頃～9世紀前半にかけての建物ブロックや溝で区画された施設が7か所確認された。A～Dブロックは東西に並び、その北に窪地を挟んでGブロックがある。Gブロックは、この遺跡で確認されている建物跡の中で桁行が13間(31.1m)と最も長い建物と、桁行7間の長舎がL字状に並ぶ。道路の延長沿いで台地の縁辺にあることから、物流に係る施設の可能性が考えられる。Fブロックは一辺約60mの区画溝

で囲まれた中に鍛冶工房があり、生産を行う曹司とみられる。いずれの建物ブロックも建て替えが行われているが、D・Gブロックは建て替えのたびに建物の規模が縮小していることから、施設の機能が変化しているものと考えられる。また、Eブロックは館との位置関係から厨家であった可能性もある。

#### (4) 道路 (第2図)

遺跡の中央部を斜めに直線道路が走る。両側を幅 50 cm 程度の側溝によって区画し、路面幅は 8 m を測るが、台地の縁辺に向かって幅 6 m 程度と路面幅は狭くなっていく。北東の延長上には西別府祭祀遺跡があり、ここに降りる切り通し状の道がある。崖下には水路が想定できることから、西別府祭祀遺跡付近に川津が存在した可能性も考えうる。道路に伴う遺物はほとんどないが、奉の異体字でもある「本」の刻字土錘が道路跡付近で出土しており、祭祀行為が行われたことを示唆している。

### 4. 幡羅郡家周辺の出土遺物

幡羅郡家が整備されて以降、郡家内から出土する遺物はそれ程多くはなく、むしろ周辺に広がる集落域から多く出土する傾向がある。それは、郡家内が掃き清められているからであるが、館に接する廃棄土坑のように、ごみが集積された遺構からは多量の遺物が出土する。一方、正倉院は基本的に活動の場ではないから、正倉院があった時期の土器などはほとんど出土しない。

郡家内外から出土する遺物には、帯金具、円面硯、転用硯、刀子といった役人が使用するもの、多量の土師器、須恵器、平安時代では灰釉陶器や舶載陶器である白磁、鉄製品では鉄鏃、釘、門金具、鋏、紡錘車、鉄斧、鎌、鋤先、石製品では砥石、紡錘車、編物石などがあり、一般集落で出土するものもあるが、官衙的な遺物が特徴的に認められる (第 13 図)。また、墨書・刻書土器が多く、地名を指す「坡」「婆羅」や「国・羽多」「南」「門」、その他「馬・十」「寿」「小川」「大井」「上」「企」などがある。

### 5. 幡羅郡家を取り巻く遺跡と交通路

幡羅官衙遺跡の北東部にある西別府祭祀遺跡では、湧水点で祭祀が行われていた。祭祀の開始は 7 世紀後半で、当初は滑石製模造品による祭祀、7 世紀末頃以降は土器を用いた祭祀に転換する (第 14 図)。現在のところ木製祭祀具は確認されていない。墨書土器には呪術的記号や願文などが記されたものがある。また、祭祀的な遺物の他に習書木簡が 1 点出土した。祭祀の開始と終焉は幡羅官衙遺跡とほぼ同時期であり、精神的な統治機能を補完していたとみられる。

幡羅官衙遺跡から南東約 1.8km の籠原駅北側には籠原裏古墳群があり、小規模な円墳群が 7 世紀後半～8 世紀初頭にかけて造営され、10 基が確認されている。刀装具などが出土し、幡羅官衙遺跡との位置関係及び成立時期がほぼ重なることから、被葬者は初期の役人やその一族だった可能性がある。8 世紀初頭に造営が終了するが、これと軌を一にするように、幡羅官衙遺跡の東に西別府廃寺が造営される。伽藍配置は明らかではないが、基壇建物跡や区画溝が確認され、寺域は南北約 150m、東西約 110m だったと推定される。多量の瓦や瓦塔、

鉄鉢形土器、「寺」の墨書土器など、寺院関連遺物が出土している。基本的な性格は郡司氏族の氏寺と考えられ、祖霊祭祀や一族結集の場が、古墳から寺院へと移り変わっていく状況を示しているとみられる。

幡羅官衙遺跡の周囲には下郷遺跡があり、郡家から約 1.5km にわたって古代の集落が広がる。9 世紀をピークに集落域が広がっていき、10 世紀になると幡羅官衙遺跡周辺に収斂していく。官衙的な遺物も多く、郡家に深く関係する集落と思われる。

幡羅官衙遺跡から南東約 1.3km にある在家遺跡からは、桁行 5 間以上のものを含む掘立柱建物や竪穴建物、L 字状の区画溝が確認され、硯や墨書土器「播」「林主」、朱墨により「荒」と記された墨書などが出土している。遺構・遺物とも官衙的で、郡家の出先機関や有力者の居宅が考えられる。

また、幡羅官衙遺跡の北方にある清水上遺跡が、この頃以降水田化していく。その東方には別府条里があり、幡羅官衙遺跡周辺の低地が、評家の成立と同じ頃に水田として開発されていったことが想定される。

交通路では、幡羅官衙遺跡内に斜行する道路跡があるが、その他にも南から郡家へ向かう路面幅約 6 m の道路跡が確認されている（第 15 図）。旧中山道の前身在埼玉・幡羅・榛沢郡を連絡する道路だった可能性があるため、そこから分岐して幡羅郡家へ向かう道が 2 本はあったことがわかる。更に郡家北側の崖下には水路が想定されるため、幡羅郡家は交通の要衝だったといえる。

## 6. 幡羅郡と渡来人の関係

幡羅郡は郡に充てられている漢字や、上・下秦郷の存在等から、渡来人特に秦氏との関係が指摘されてきた（森田 1988 など）。しかし、高麗・新羅郡と異なり、渡来人と幡羅郡を直接結び付ける記事は、日本書紀や続日本紀に認められない。このことから、仮に渡来人との関わりが強いとしても、幡羅郡（評）（註 1）成立の経緯が、高麗・新羅郡とは異なることが推測される。幡羅官衙遺跡群から出土した遺物には、若干の影響が認められるものもあるが渡来系の遺物そのものはなく、遺構についても同様である。ただし、初期の役人やその一族が被葬者だった可能性がある籠原裏古墳群の一つは八角形墳の可能性もある。地方でみられる小規模で正八角形をなさない八角形墳は、畿内の大王墓とは同列に扱えず、渡来系の濃密な群馬県西部地域でもみられることから、渡来系氏族との関係も注目される（熊谷市 2015）。

幡羅郡では、直接的に渡来人との関係を示さないものの、それを示唆する材料もみられる状況である。では、それよりも前の古墳時代ではどうだろうか。深谷市の城北遺跡では、5 世紀後半～6 世紀前半の集落でウマやウシが飼育されていたことが確認されている。ウマやウシの飼育は当時としては先端技術であり、渡来人の存在と結び付けられる要素である。また、幡羅郡域に含まれない可能性もあるが、近代に秦村が編成された地域に近い行田市の酒巻古墳群では高句麗系の服装を身に着けた埴輪が出土している。

秦氏については、「出自・来歴を異にする渡来系集団の集合体として成立した組織」（加藤 1998）であり、全国各地に分散して生産活動に従事して朝廷に貢納した緩やかな氏族連合であり（水谷 2009）、5 世紀前半～中頃という比較的早い段階に渡来した人々とみるのが妥当

と思われる。『日本書紀』雄略 16 年（472）には、「桑の栽培に適した国・県を選んで桑を植えさせ、秦の民を移住させて、そこから庸調を献じさせた」とあり、〈秦の民〉が地方の殖産興業のために移配された記事とみられる。雄略天皇は埼玉古墳群の稲荷山古墳から出土した金錯銘鉄剣にあるワカタケル大王のことである。先述した渡来人の痕跡が認められる城北遺跡では、ヤマグワの立ち株も出土しており、雄略天皇との関係が深かった埼玉古墳群の勢力の影響が及んだであろう幡羅郡域にも、〈秦の民〉が移配された可能性を考えることもできる興味深い記事である。

このように、幡羅郡が渡来人の関わりが深いことは確実と思われる。ただし、それを裏付ける資料は主に古墳時代のものである。幡羅官衙遺跡が成立する段階では、郡内に渡来系の人々は多かったが、既に数世代を経て在地化した人々だったと思われる。郡名である「幡羅（ハラ）」は和銅 6 年（713）の勅令によって地名はよい漢字で表記されることになった時に充てられた 2 文字だが、郡司層の中に渡来系出身者がいて、自分たちの出自の由来を郡名に残した可能性を考えたい。

## おわりに

郡家は必ずしも全体が区画されて、その中に整然と官衙施設が並んでいるとは限らない。幡羅郡家はその一例であるが、広大な敷地の中に大規模かつ規格性をもった施設がまとまっているのが特徴である。更にもその周りに多くの遺跡群が集中しており、郡家を中心としたまちの広がりイメージさせる。幡羅郡家跡には「辻」や「オニガ辻」の地名が残るが、かつて多くの人々が行き交った情景を、遺跡とともに今に伝えている。

## 【註】

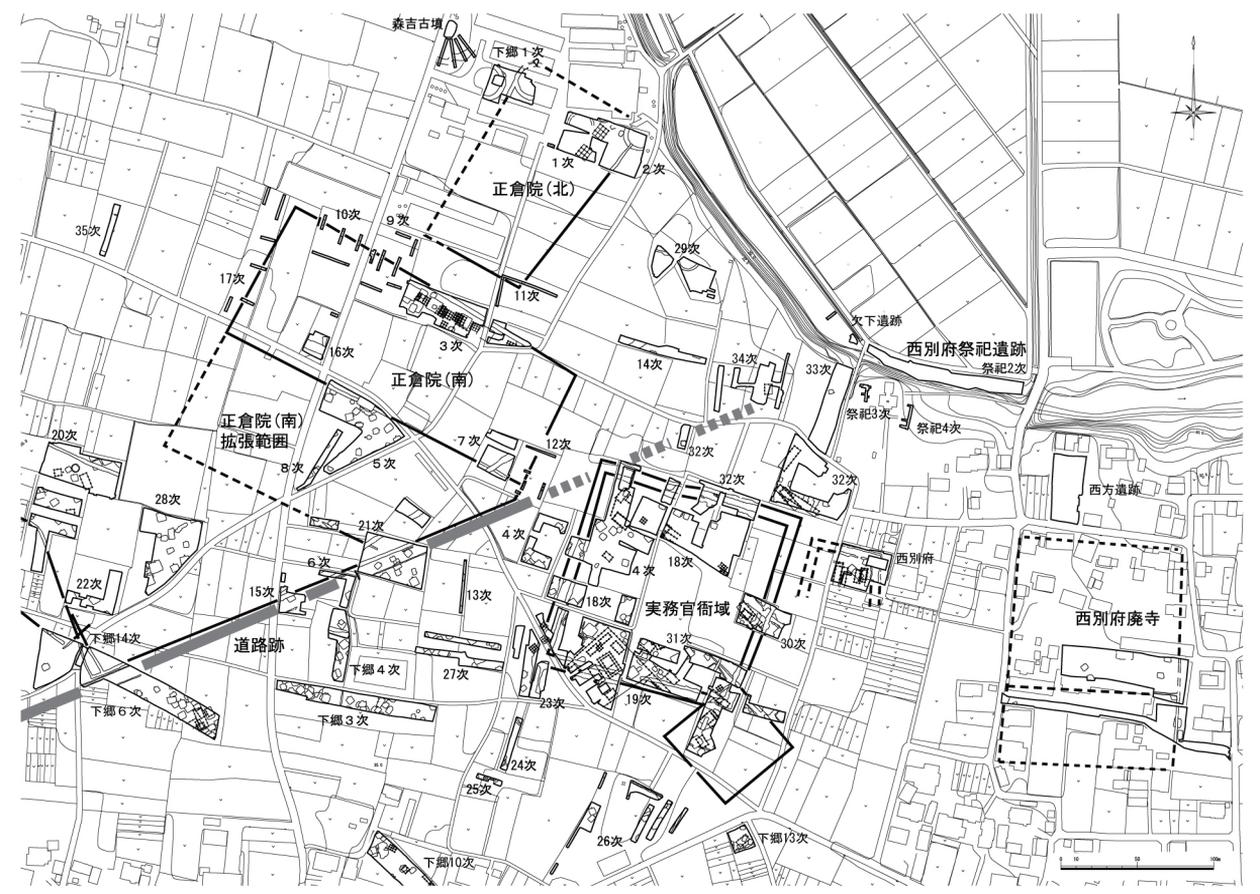
(1) 「評」は古代の行政区域の単位で、大宝令制定（701 年）により「郡」に改められる。

## 【参考文献】

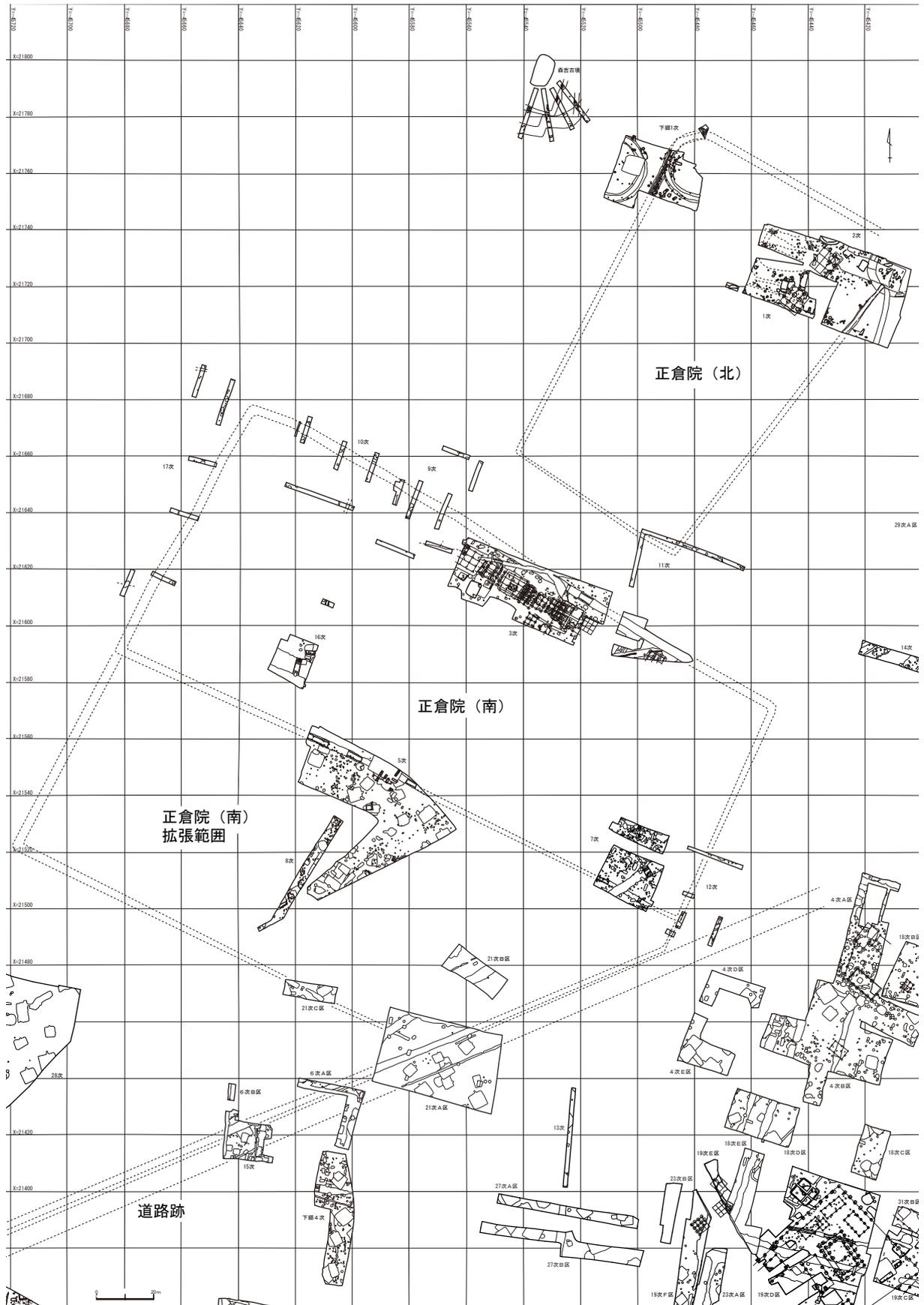
- 加藤謙吉 1998 『秦氏とその民』白水社
- 熊谷市教育委員会編 2015 『熊谷市史 資料編 1』
- 田中広明 2018 「復元、館の主殿」『シンポジウム飛鳥時代の役所と地域社会 予稿集』深谷市教育委員会
- 知久裕昭 2008 『幡羅遺跡Ⅲ』埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第 99 集
- 知久裕昭 2009 『幡羅遺跡Ⅳ』埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第 104 集
- 知久裕昭 2012 『幡羅遺跡Ⅶ』埼玉県深谷市埋蔵文化財発掘調査報告書第 127 集
- 知久裕昭 2018 「北武蔵における在地産暗文坏」『埼玉考古』第 53 号
- 知久裕昭 2018 『武蔵国幡羅郡から見た古代史』まつやま書房
- 鳥羽政之・青木克尚 2002 「榛沢郡家と幡羅郡家」『板東の古代官衙と人々の交流』埼玉考古別冊 6
- 松田 哲 2005 『籠原裏古墳群』平成 16 年度熊谷市埋蔵文化財調査報告書
- 水谷千秋 2009 『謎の渡来人秦氏』文藝春秋
- 森田 悌 1988 『古代の武蔵』吉川弘文館



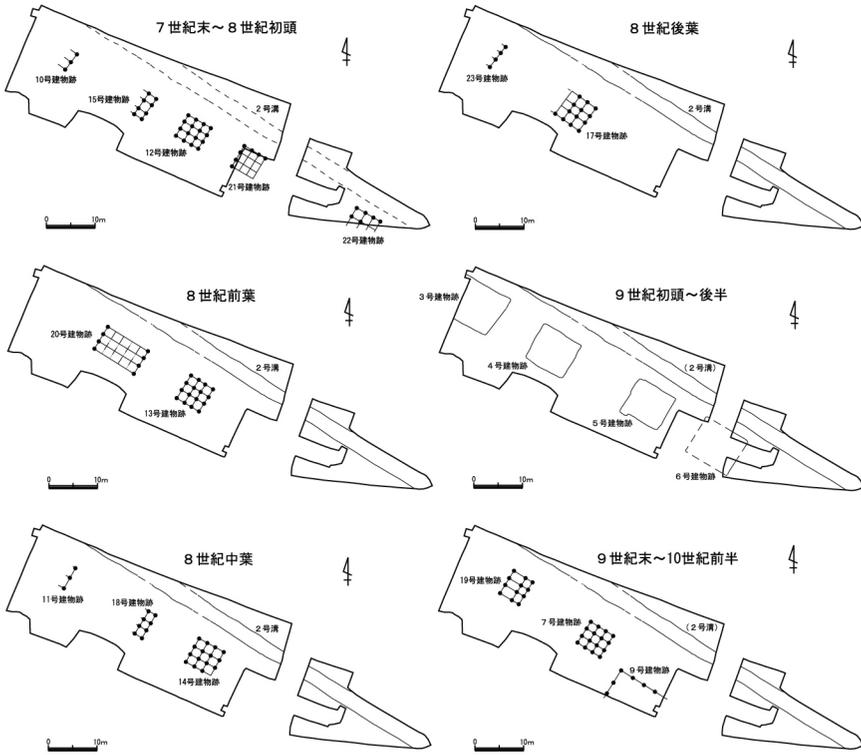
第1図 周辺の主な遺跡



第2図 幡羅官衙遺跡全体測量図

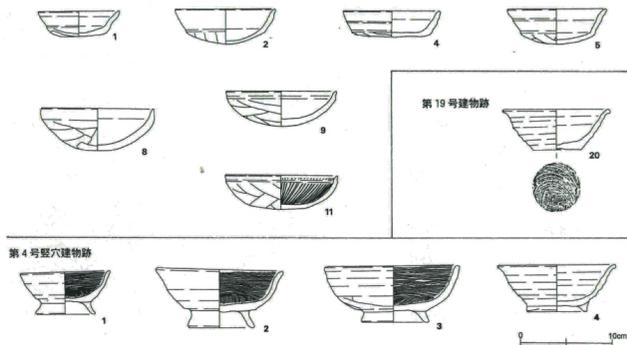
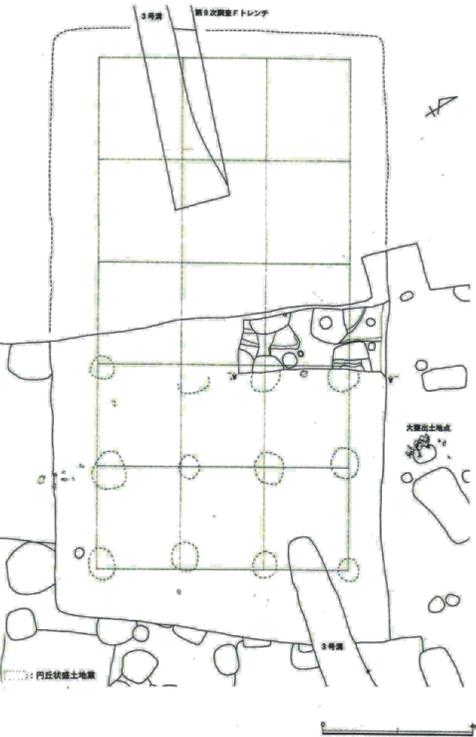


第3図 正倉院全体図



第4図 第3次調査区:正倉院(南)の変遷

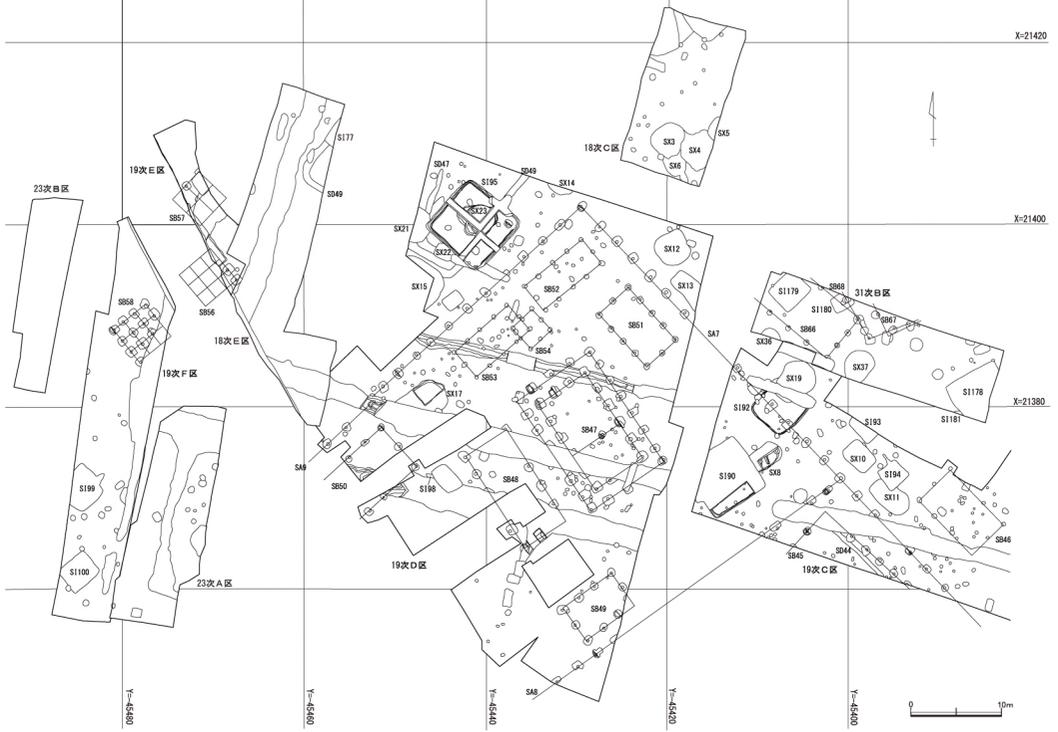
第3号建物跡



第6図 正倉院の時期を示す遺物

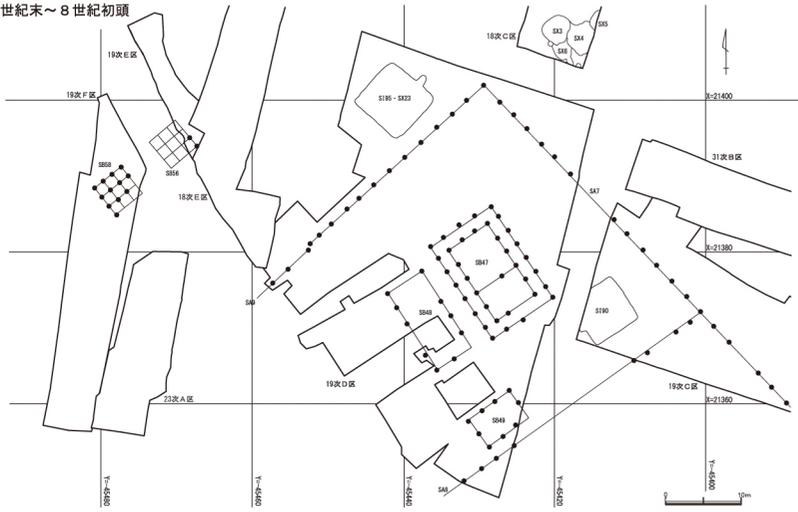


第5図 礎石建物跡(第3号建物跡)

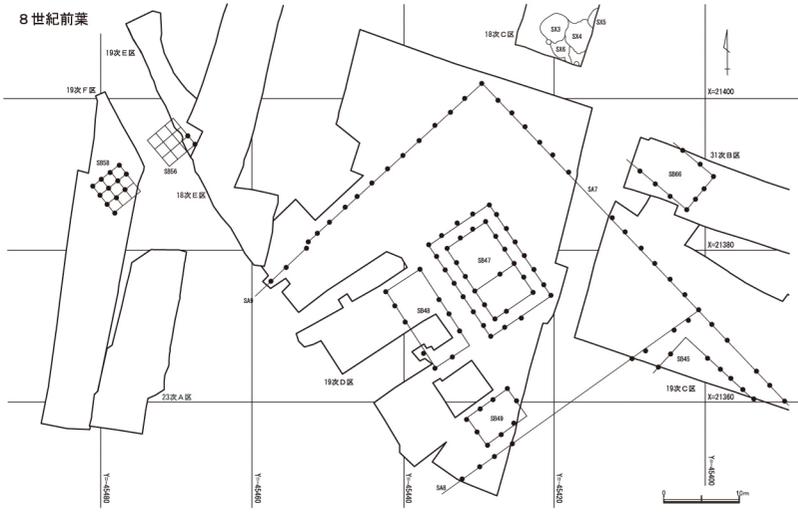


第7図 館とその周辺

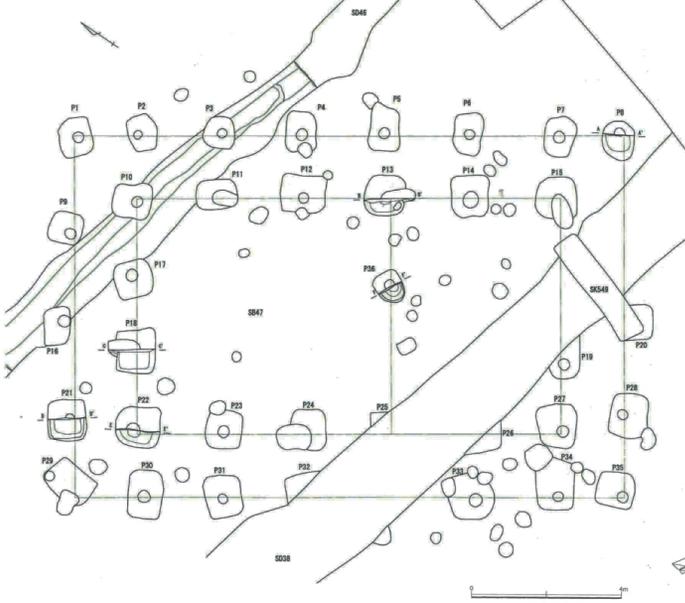
7世紀末～8世紀初頭



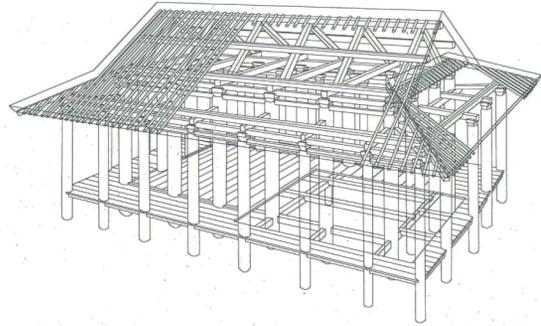
8世紀前葉



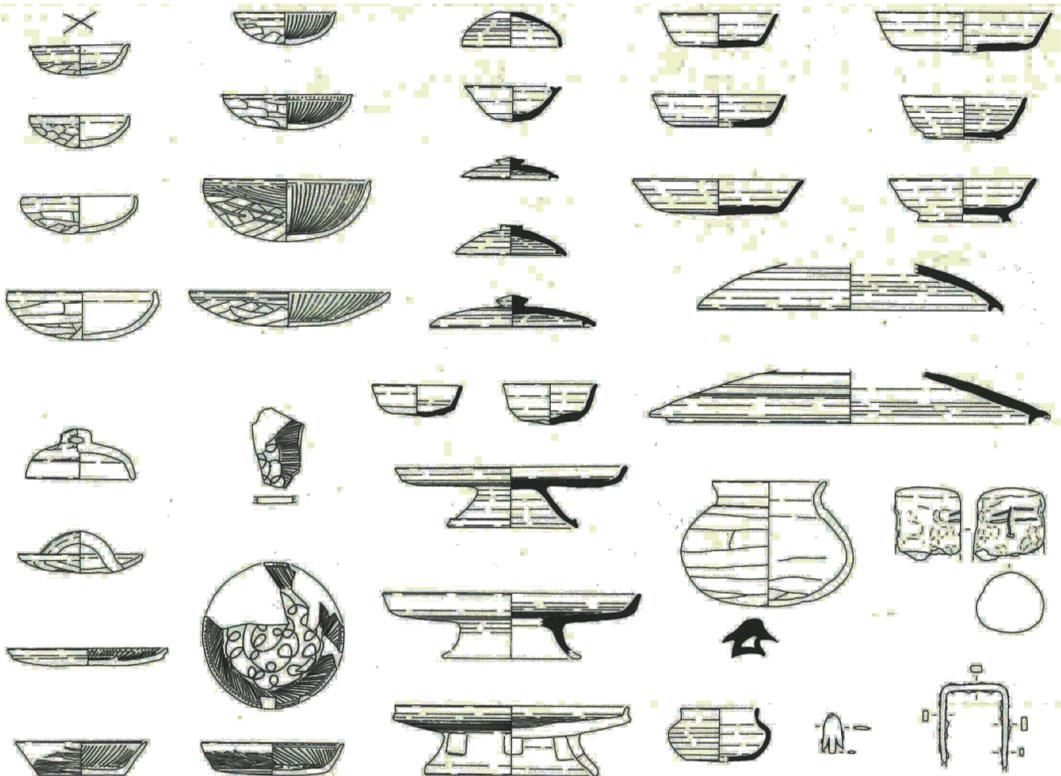
第8図 館の変遷



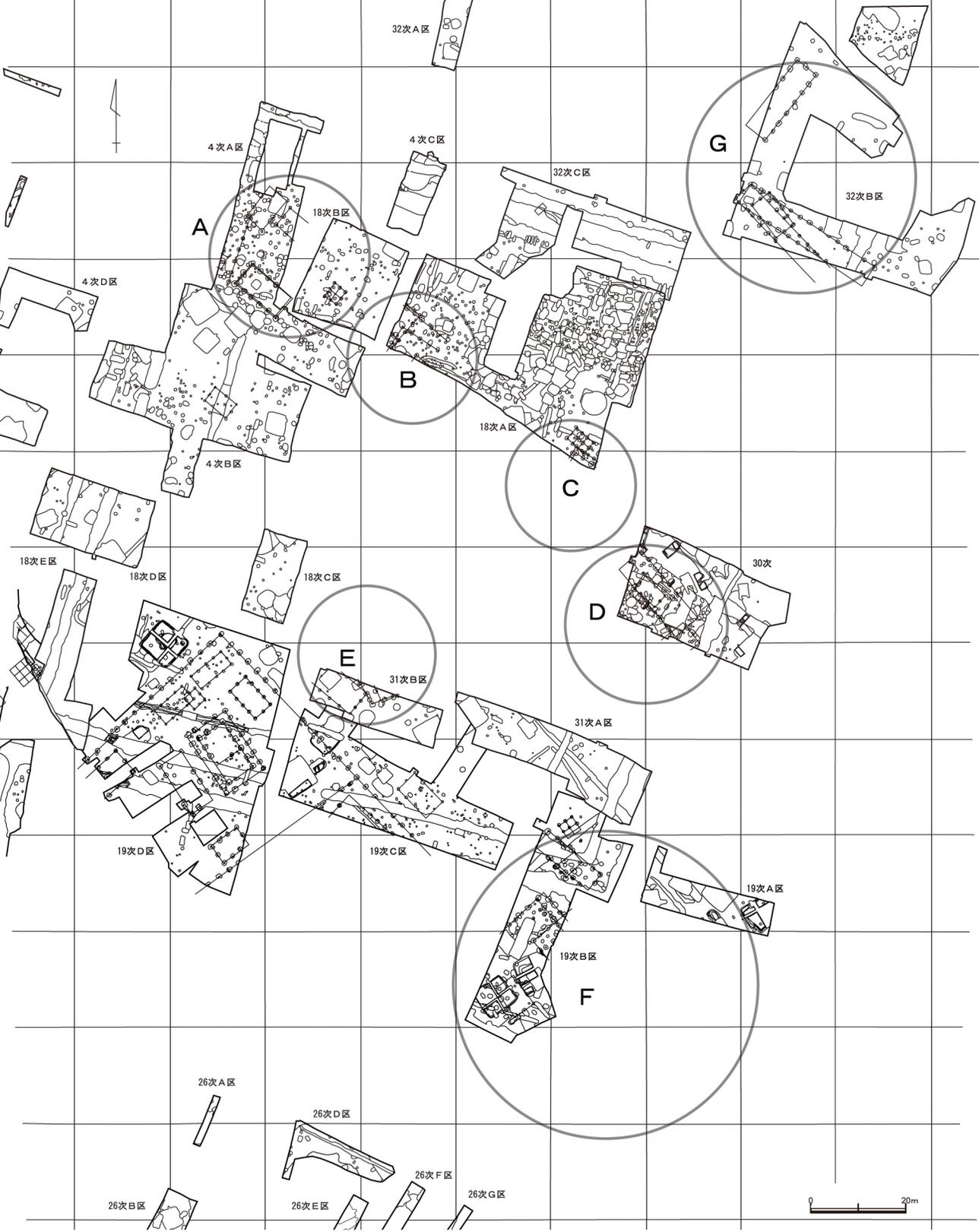
第9図 四面廂建物跡(第47号建物跡)



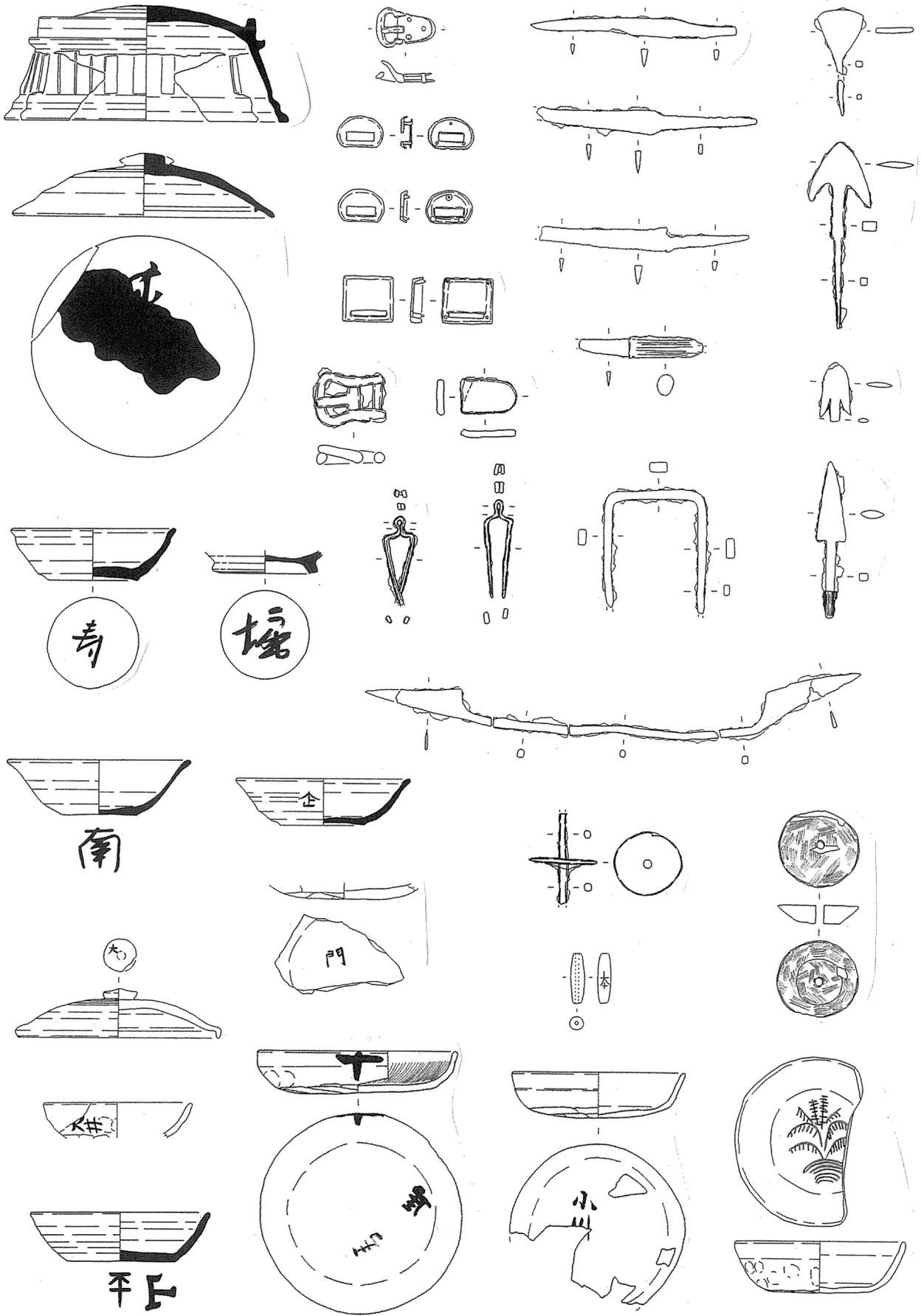
第10図 四面廂建物跡の復元図  
(田中2018より引用)



第11図 館周辺出土遺物

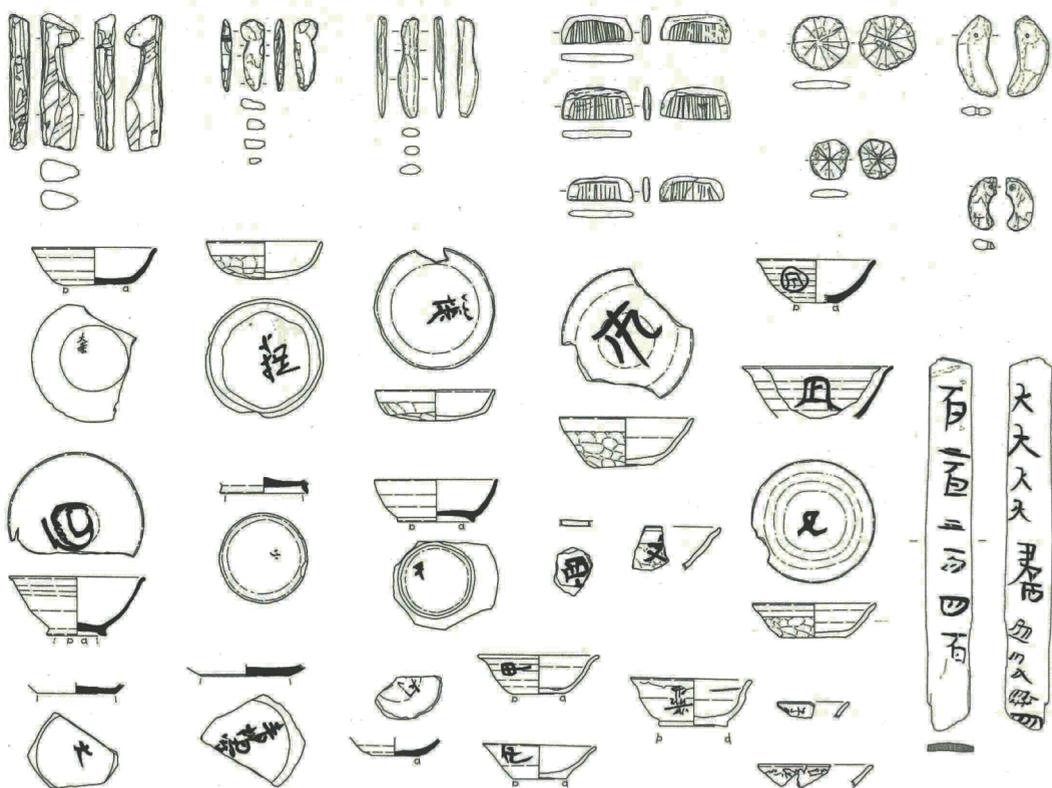


第12図 曹司群



第13図 幡羅官衙遺跡・下郷遺跡出土遺物

0 10cm



第14図 西別府祭祀遺跡出土遺物 (S = 1 / 8)



第15図 幡羅郡家周辺の交通路